

コミュニティ交通の充実に向けた今後の取組（案） について意見を募集します

川崎市では、これまで「地域交通の手引き」に基づく地域の主体的な取組への支援を行う中で、地域特性に応じた取組を検討する際の的確な需要把握や検討期間の長期化、また、本格運行後における運行の継続性等の新たな課題が見られることから、コミュニティ交通を取り巻く社会環境の変化等を踏まえ、現行の「地域交通の手引き」における取組手順や支援内容等について見直しを実施するとともに、ICT等新技術・新制度を活用した新たな取組を展開し、より利用しやすい地域公共交通環境の形成に取り組んでまいりたいと考えております。

このたび、これらの今後の取組（案）をとりまとめましたので、市民の皆様からの御意見を募集します。

1 意見募集期間

令和3年12月7日(火)から令和4年1月14日(金)まで

※郵送は当日消印有効。持参は1月14日（金）の17時15分までとします。

2 閲覧場所

川崎市ホームページ、かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）、各区役所市政資料コーナー、支所・出張所、図書館（本館・分館）、市民館（本館・分館）、市民文化局協働・連携推進課（川崎フロンティアビル7階）、まちづくり局交通政策室（明治安田生命ビル6階）

3 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

なお、様式は自由ですが、別添の「意見書」を御活用ください。

(1) 郵送又は持参

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市まちづくり局交通政策室（明治安田生命ビル6階）

(2) FAX

044-200-3970（まちづくり局交通政策室）

(3) 電子メール

インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、パブリックコメントの専用ページから、専用のフォームを使って所定の方法により送信してください。

※（1）、（2）については意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。

※電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

4 その他

お寄せいただいた御意見は、個人情報を除き、類似の内容を整理又は要約した上で、御意見とそれに対する本市の考え方を取りまとめてホームページ等で公表する予定です。

（問合せ）

川崎市まちづくり局交通政策室

電話：044-200-2034